

困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和6年 春号～



消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受け付け、問題解決に向けた助言を行っています。

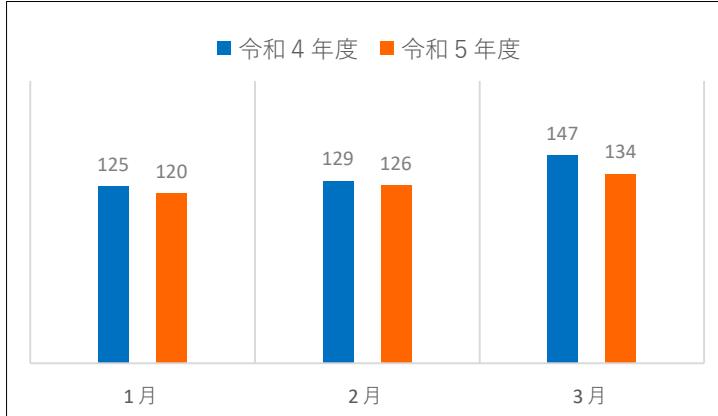
今回は、令和6年1月～3月の相談傾向を中心にお知らせします。

発行元 春日部市消費生活センター
(くらしの安全課内)

◆消費生活相談件数

令和6年1月～3月	前年同時期	増減	増減率
380件	401件	▲21件	▲5.2%

◆月別相談件数(令和6年1月～3月)



依然として屋根工事に関連した相談が多く寄せられています！

- このような営業トークが出たら要注意！
 - ・近くで工事をしていて、挨拶に来た。
 - ・お宅の屋根が浮いているのが見える。このままだと雨漏りする（瓦が落ちる等）。
 - ・無料で点検する。
- ★断るときは一言「お断りします！」

◆商品・役務別件数、相談概要(令和6年1月～3月)

1位	工事・建築	37	<主な相談例> 近所で工事をしているという業者が来訪し、屋根工事を契約したが、そのような工事はしておらず、不審なのでクーリング・オフしたい。
2位	商品一般	24	<主な相談例> SNSの広告を見て、お試し価格の育毛剤を注文したら定期購入になっていた。5回コースで途中解約できないと言われ不満。
3位	不動産賃借	14	<主な相談例> 6ヶ月居住した賃貸アパートを退去した。玄関の壁紙のわずかな傷で全面の張替え費用を請求され不満。
4位	修理サービス	12	<主な相談例> ネット検索で見つけた業者に台所排水管の水漏れ修理を依頼し、現金で支払ったが、別の業者から高額だと指摘された。
5位	フリーローン サラ金	8	<主な相談例> 消費者金融から借金をしている。返済できない場合どこに相談したらいいか教えて欲しい。

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

給湯器の点検にご注意ください！

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

春日部市消費生活センターの職員が出前講座に行ってきました！



●米島ニュータウン自治会（1月21日）

悪質商法や防犯（特殊詐欺・住宅侵入窃盗）といった実際に発生している事例を紹介しながら、様々な手口や対処法に関する講話を行いました。

●東急武里自治会（2月22日）

カフェ「陽だまり」にて、最近の消費者被害や特殊詐欺等の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての質問や相談会を行いました。

消費生活相談コラム

「書類の必要性」



消費生活相談員 H

先日久しぶりに会った友人から聞いた話です。

何年か前、家財で売れる物は売りたいと思い、ネットで買い取り業者を検索して、上位に出ていた業者に連絡した。後日、業者が見積りにやってきて、「2万円」と言うので、2万円で買い取りをしてもらえると思い、その業者に依頼した。

引取り当日に3人の男性が来て、荷物を運んでくれた。その後「2万円になります」と言わされたので、2万円もらえるものと思って待っていたら、逆に「払ってください」と言われた。驚いて、「買い取りでは？」と聞いたら、「払ってください！」と繰り返され、怖くなつて払ってしまった。

…ということでした。事前に見積書も契約書ももらっていないかったです。

契約書等の書類をもらっていれば、買取代なのか処分代なのか分かったかと思いますが、書類が無いため契約内容の真偽が分からず、残念に感じました。「言った・言わない」のことは解決につながらないことが多いので、申込みや契約をしたときは、書類をもらった方が良いと、友人の話を聞いて改めて感じました。

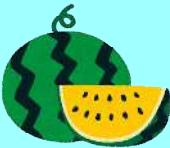
余談ですが、業者を探すとき、ネットで探すことが多いと思います。検索して上位に出てくる業者が、必ずしもサービスが良い・安いとは限りません。また、見積りは1社からではなく、複数の業者から取ることをお勧めします。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100 平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和6年 夏号～



消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受け付け、問題解決に向けた助言を行っています。

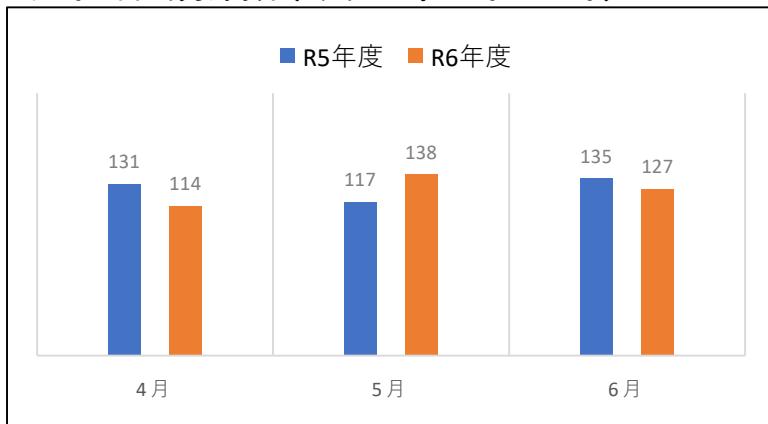
今回は、令和6年4月～6月の相談傾向を中心にお知らせします。

発行元 春日部市消費生活センター
(くらしの安全課内)

◆消費生活相談件数

令和6年4月～6月	前年同時期	増減	増減率
379件	383件	▲4件	▲1.0%

◆月別相談件数(令和6年4月～6月)



このような訪問があったら要注意！

- ・近くで工事をしていて、挨拶に来た。
 - ・お宅の屋根が浮いているのが見える。このままだと雨漏りする（瓦が落ちる等）。
 - ・無料で点検する。
 - ★断るときは一言「お断りします！」
- その場で契約しないこと！



◆商品・役務別件数、相談概要(令和6年4月～6月)

1位	工事・建築	38	<主な相談例> 高齢の家族が訪問してきた業者と屋根工事の契約をしたことが発覚。必要な無い工事だと思われる所以、契約を取り消したい。
2位	商品一般	30	<主な相談例> 大手電話会社のカスタマーセンターを名乗ったところから電話があり、自動音声のような声が聞こえた。不審なので情報提供する。
3位	基礎化粧品	17	<主な相談例> スマホに表示された広告を見てお試し価格のシミ取りクリームを1回限りのつもりで購入したら2回目の商品が届いた。返品可能か。
4位	修理サービス	12	<主な相談例> 自宅のトイレが詰まり、ネットで見つけた安い金額の事業者に依頼したが、作業を次々に提案され、法外な料金を請求された。
5位	他の健康食品	9	<主な相談例> 定期購入で申し込んだサプリメントを摂取して体調不良が生じたため解約を申し出たが、拒否されて不満。

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

課金トラブルにご注意ください！

「携帯電話料金が高額になっていた。携帯電話会社に問い合わせてみたら、ゲームの利用と言われ、未成年の子どもが勝手に課金していた。」などのトラブルが発生しています。子どもの在宅時間が長くなるこれから時期には特に気をつけましょう！

春日部市消費生活センターの職員が関係団体とともにイベントを実施しました！



●金融経済講演会（6月15日）

柏壁市民センター（中央公民館）にて、元刑事の佐々木成三氏・お笑い芸人の森本英樹氏が掛け合い形式で防犯と消費者被害防止に関する講演を行いました。

●特殊詐欺被害防止・防犯対策セミナー（6月21日）

埼玉りそな銀行春日部支店にて、最近の消費者被害や特殊詐欺等の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての講話を行いました。

消費生活相談コラム

「ズキズキ！わくわく！初めてのお使い」

消費生活相談員 ○

先日、近くのお豆腐屋さんが突然閉店した。

すでに独立している子どもたちにSNSで報告すると、「僕の初めてのお使い先だった。あの時のドキドキは今も覚えている」というメッセージと涙顔のスタンプが届いた。子どもたちを送り出す若い私も、ドキドキだったことを思い出した。

この地に結婚後の新居を構えてウン十年。

その頃近くの通り沿いには、お豆腐屋のほか、クリーニング屋、八百屋、コンビニ、居酒屋、理髪店、美容室…お店がいくつも並んでいた。

子どもが生まれたお祝いに八百屋さんから苺をいただいたり、

クリーニング屋の店先でいたずらをした子どもたちを叱ってもらったり、

子どもが美容室の店犬ちゃんに遊んでもらったり、温かい思い出がたくさんある。



近くのお店は理髪店と美容室だけになってしまった。

これから、ここに暮らす子どもたちにとって、「初めてのお使い」はどこになるのだろうか？

ネットショッピングは家に居ながら何でも注文できる。

「お店選び、商品選び、支払いを済ませ、品物を受け取る」

小さなスマートフォンの中で完結する買い物を、

どうすれば、リアルな出来事として子どもたちに体験させることができるのか？

大人たちがしっかりとと考えなくてはいけない。

日々、相談員として受けているネットショッピングについてのトラブルの内容と相まって、ふとこんなことを考えた。

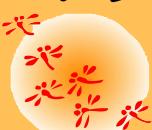
春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100 平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

困った時はすぐにご相談を! 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和6年 秋号～

発行元:春日部市消費生活センター(くらしの安全課内)



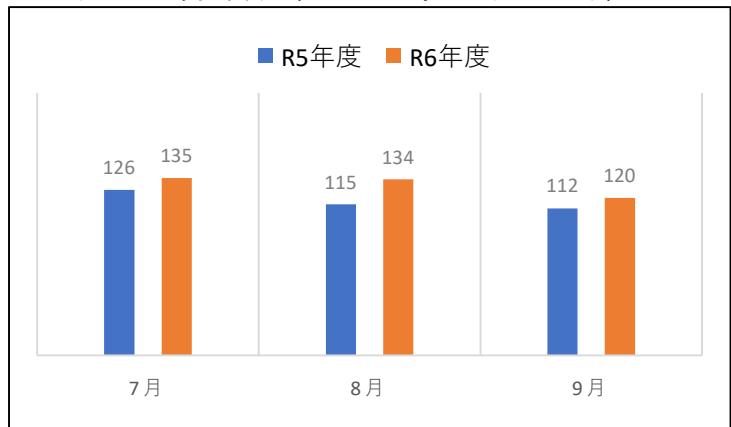
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和6年7月～9月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう!

◆消費生活相談件数

令和6年7月～9月	前年同時期	増減	増減率
389件	353件	36件	10.1%

◆月別相談件数(令和6年7月～9月)



給湯器の点検にご注意ください!

- ・点検を口実に訪問し、不安をあおる等して新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- ・電話口や訪問の際に、「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」等と身分を偽るケースも見られます。
- ★防犯の観点から、インターホン越しに対応をしましょう!



断るときは一言「お断りします!」

◆商品・役務別件数、相談概要(令和6年7月～9月)

1位	商品一般	36件	<主な相談例> 「〇〇(著名人)と知り合いで儲かる」等と勧誘され、投資名目で振込をしたが、「追加費用を支払わないと出金できない」と言われた。
2位	不動産貸借	18件	<主な相談例> 賃貸アパート退去に際し、クロスの張替え等、高額な原状回復費用を請求された。不納得である。
3位	役務その他 サービス	15件	<主な相談例> パソコンでネット検索していたら、「ウイルスに感染した」と突然表示され警告音が鳴った。電子マネーでウイルス除去費用を支払うように要求された。
4位	工事・建築	14件	<主な相談例> 訪問販売で屋根工事を契約したが、親族に相談したところ高額だと言われたのでクーリング・オフしたい。
5位	給湯システム	11件	<主な相談例> 「市役所からの依頼で給湯器の点検をしている。都合の良い日時を教えてほしい」と電話があった。不審なので情報提供する。

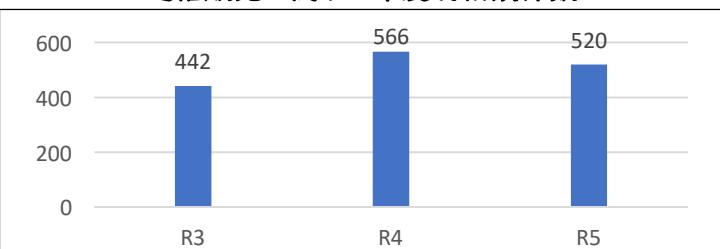
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット(スクショ)で保存しましょう。

通信販売に関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの相談員が講話を行いました！



●共栄大学（7月18日）

春日部警察署と連携し、共栄大学新入生にむけて、事件事故・消費者被害等に巻き込まれないための知識向上を目的とした講話を行いました。

実態や仕組みが分からぬものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。

●ふれあい大学（9月3日）

最近の消費者被害や市内の犯罪発生状況・特殊詐欺手口の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての講話を行いました。

甘い言葉に乗らないことと、断るときはきっぱりと「必要ありません」「もう来ないでください」と意思表示することが大切と伝えました。

消費生活相談コラム

「ガス器具点検あれこれ」

消費生活相談員 S

ピンポン、インターホンが鳴った。

「ガス給湯器の点検でお伺いしました」と言う。はて？点検を頼んだ覚えは無い。点検の時は、事前にチラシ等で訪問日時を知らせてくれるはずだし、立会いが必要だから急に言われても・・・。こんな経験はありませんか？

ガス漏れがあると怖いし、器具が古くなっているから、と点検してもらったところ、「ガス給湯器が痛んでいる、交換したほうがいい」と言わされたので契約したが、点検に来た人は契約しているガス事業者ではなかった、また、「給湯管も傷んでいるので交換したほうがいい」と、ガスとは直接関係のない工事契約になった、などのトラブルも生じています。

ガス事業法(液化石油ガス法)では、4年に一度以上のガス器具等の点検が事業者に義務付けされており、点検費用は無料で、ガス器具とガス栓の接続状態やふろがま・湯沸かし器の給気・排気状態が適正かどうかを確認します。

ガス事業者が点検するにあたっては、事前に訪問予定日と時間帯を記載した「ガス設備定期保安点検訪問のおしらせ」が配られます。事前にお知らせすること無く点検しますと訪問したり、電話が来ることは原則ありません。

ガス事業者による法定点検と、点検を口実としてガス器具や給湯器等を販売しようとする事業者の点検、ややこしいですが、混同しないようご用心を！

というわけで、突然訪問してきた事業者に対しては、少しでも不安を感じたら「今日は急なので無理です」と断わるのが正解かもしれません。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター



困った時はすぐにご相談を! 春日部市消費生活センターから のお知らせ ～令和7年 冬号～



発行元:春日部市消費生活センター(くらしの安全課内)

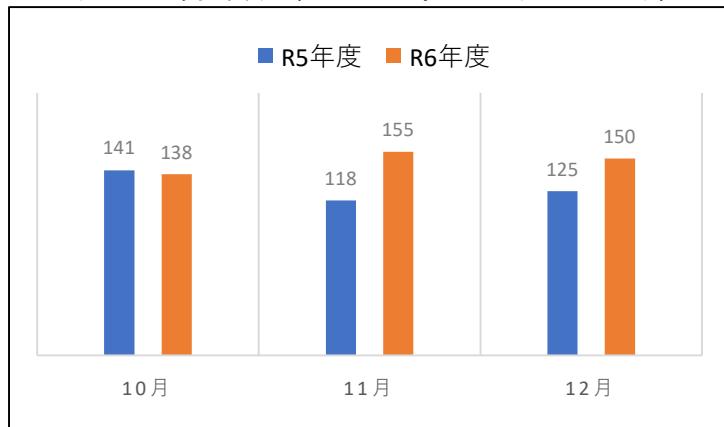
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和6年10月～12月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう!

◆消費生活相談件数

令和6年10月～12月	前年同時期	増減	増減率
443件	384件	+59件	+15.4%

◆月別相談件数(令和6年10月～12月)



レスキュー商法にご注意ください!

水回りのトラブル、害虫駆除、カギ開け、ロードサービス等で、「広告に表示された料金よりも高額な料金を請求された」という相談が増えています。

*広告に表示された低額の料金をうのみにしない
*日ごろから信頼のおける事業者の情報収集を!



◆商品・役務別件数、相談概要(令和6年10月～12月)

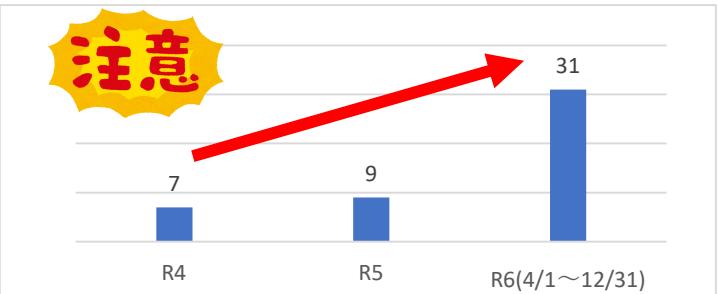
1位	商品一般	32件	<主な相談例> 「2時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は1番を押すように」という自動音声の電話がかかってきた。
2位	工事・建築	25件	<主な相談例> 「屋根の点検をします。工事しないと屋根瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」と事業者が訪問してきた。
3位	基礎化粧品	13件	<主な相談例> スマホの広告を見てお試しのつもりでファンデーションを注文したところ、2回目の商品が届いた。解約手続きがうまくできない。
4位	役務その他 サービス	12件	<主な相談例> 給湯器の無料点検と言われ依頼したところ、新しい給湯器への交換を勧められ契約したが、解約したい。
4位	修理サービス	12件	<主な相談例> ネズミ駆除を事業者に依頼したが、50万円と言われただけで見積書や契約書はもらっていない。作業から数日でネズミが天井を走る音が聞こえる。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

不審な電話に関する相談が多く寄せられています。電話の中で個人情報を聞き出そうとしているため、個人情報は絶対に伝えないでください。自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切ることも大切です。

注意



春日部市消費生活センターの職員が関係団体とともに啓発活動を実施しました！



●ふれあい大学（10月9日）

最近の消費者被害や市内の犯罪発生状況・特殊詐欺手口の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての講話を行いました。

甘い言葉に乗らないことと、断るときはきっぱりと「必要ありません」「もう来ないでください」と意思表示することが大切と伝えました。

消費生活相談コラム⑥

「市民の皆様へ 歌ってみましょう」

消費生活相談員 K

春日部市のホームページに消費生活相談事例が掲載されていること、ご存知かと思います。まだご覧になっていない方は是非ともおススメです。最近多発している相談事例が盛り沢山で参考にして頂けること、保証いたします。

さて、私が相談員として参加している“消費者被害防止劇団ササエル”では、民謡のドンパン節に合わせた、「その話は詐欺です！！」の音頭を作成しました。本来は、歌とノリノリダンスパフォーマンスで構成されますが、今回は誌面ですので、消費者被害防止啓発のため歌詞を紹介させていただきます。

1番 ♪ドンドン パンパン ドンパンパン～ いろんな手口の詐欺がある～ 手口を知りましょ サギ防止～
カードが不正に使われた あわてて情報再入力～
高額請求驚いたあ～ 信じちゃいけないそのメール 【*フィッシング詐欺】

2番 ♪ドンドン パンパン ドンパンパン～ いろんな手口の詐欺がある～ 手口を知りましょ サギ防止～
イケメン彼から告(ごく)られたあ～ 絶対もうかる投資先
恋愛感情もてあそび～ SNSには嘘もある～ 【*ロマンス詐欺・投資詐欺】

3番 ♪ドンドン パンパン ドンパンパン～ いろんな手口の詐欺がある～ 手口を知りましょ サギ防止～
警告音が鳴りやまない パソコンウイルス感染だあ～
サポートしますはうそっぽかい～ 支払う前に再起動～ 【*サポート詐欺】

4番 ♪ドンドン パンパン ドンパンパン～ いろんな手口の詐欺がある～ 手口を知りましょ サギ防止～
人の弱みに付け込んでえ～ お金の話は疑ってえ～
皆で見守りサギ防止 見守り繋ごう188（イチハチハチ）～～ 【*皆の力で消費者被害防止】

局番なし188（消費者ホットライン）に電話して、郵便番号を入力すると、住民票がある市町村役場の消費生活相談窓口に繋がります。私たち相談員が親身になってお手伝いさせていただいております。一人で悩まず、まず、電話でご相談を。

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター

